

## 指標 12.7.1

### 指標名、ターゲット及びゴール

- 指標 12.7.1** 持続可能な公的調達政策及び行動計画を実施している国の数
- ターゲット 12.7** 国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。
- ゴール 12** 持続可能な生産消費形態を確保する

### 定義及び根拠

#### ○ 定義

本指標は、持続可能な公共調達に関する政策や行動計画の実施状況を指数で評価し、その実施状況を測定するもの。指標を作成するために、以下の主要な要素について自己評価を行う。

- 公共調達の法的・制度的枠組み
- 持続可能な公共調達実施のための実務サポート
- 持続可能な公共調達の優先商品とそれに対応する持続可能な調達基準
- 持続可能な公共調達をモニタリングする体制の存在
- 持続可能な公共調達の実績値の測定

#### ○ 概念

本指標のグローバルメタデータを作成している国連環境計画（以下、「UNEP」という。）では、持続可能な公共調達とは、「公的機関が、環境への悪影響を大幅に削減しながら、組織のみならず社会や経済に利益をもたらすという観点から、ライフサイクル全体で金銭的価値を実現する方法により、物品、サービス、工事、公益事業に対するニーズを満たすプロセス」のことであるとしている。

また、持続可能な公共調達に関する行動計画とは、持続可能な公共調達の実施を支援するために、公的機関が採用する優先順位と行動を明示した政策文書のことである。当該計画は、持続可能な公共調達の経済的、環境的及び社会的側面を明らかにし、本取組が SDGs を実現する潜在的な能力があることを一般的に受け入れる、若しくは、受け入れるべきものである。場合によっては、国の行動計画が持続可能性の一つの側面、すなわち環境（グリーン調達行動計画等）、社会（例えば、人権、公正な貿易、少数民族の雇用に焦点を当てるなど）、経済（中小企業の入札参加の促進、マイノリティの活用等）に焦点を当てることもある。

## ○ 根拠及び解釈

公共調達とは、OECD 諸国では国内総生産（GDP）の平均 12%、多くの開発途上国では GDP の最大 30%に相当する莫大な購買力を有している。持続可能な製品やサービスをより多く購入することで、この購買力を活用することは、市場を持続可能な方向に動かし、組織の負の影響を減らし、環境と社会にプラスの利益をもたらすことにつながる。持続可能な公共調達の取組の進展は、より持続可能な消費及び生産パターンの達成に向けた世界的な取組の主要な戦略的要素であると認識されている。持続可能な公共調達のステークホルダーは、本取組に関与する活動及び組織に関する信頼できる最新の情報を長年にわたって要求してきた。

グリーン調達や持続可能な公共調達の割合を測定できる国はほとんどないため、UNEP が作成したグローバルメタデータでは、代わりに持続可能な公共調達に関する政策やプログラムの実施に各国が費やしている手段や取組を評価することとしており、一定の基準を超える国は持続可能な公共調達を実施している国とみなされる。

## データソース及び収集方法

全ての個々の構成要素は、同じソース、すなわち SDG グローバル指標 12.7.1 に関して報告するよう指定されたフォーカルポイント若しくは SDG 指標のフォーカルポイントにて収集されるべきものであり、2021 年以降は 2 年ごとに収集される。データ収集作業と報告プロセスを簡素化するため、UNEP により、報告手順及び FAQ とともに、入力情報を収集する調査票（計算ツール）が設計された。本調査票により、各質問に対する一連の回答が各国から提供されるが、それらはエビデンス（例：政策文書、持続可能性基準を含む調達ガイドライン、法制化、研修、グリーン契約など）によって裏付けられる必要がある。

UNEP への報告は隔年で行われ、その内容は報告書にまとめられる。

## 算出方法及びその他の方法論的考察

### ○ 算出方法

本指標の最終的な算出では、当該国が本指標に準拠しているかどうかを判断するため、持続可能な公共調達政策または行動計画を有しているとみなされる具体的な閾値が設定されており、政府の持続可能な公共調達の実施レベル、範囲、包括性を評価することにより、持続可能な公共調達の実施スコアの算出につなげることとしている。

UNEP は、各国から提出された調査票に基づくスコアを以下の5つの分類グループに分類し、各国の持続可能な公共調達の実施の進展には違いがあることを表している。

#### 持続可能な公共調達の実施に係る分類グループ

レベル0	持続可能な公共調達に関する政策/行動計画のデータまたは実施が不十分であるため、設定された実装レベルに準拠していない。
------	--

#### 閾値

レベル1	持続可能な公共調達の実施が低レベル
レベル2	持続可能な公共調達の実施レベルが中～低レベル
レベル3	持続可能な公共調達の実施レベルが中レベル
レベル4	持続可能な公共調達の実施レベルが高レベル

我が国は、UNEP から展開される本指標に関する調査票に対し、以下の観点を含め、報告を行っている。

- 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針を策定：内閣府
- 障害者優先調達推進法に基づく政府調達を推進：厚生労働省
- 官公需法に基づく中小企業の受注拡大を推進：経済産業省中小企業庁
- グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく政府調達を推進：環境省

#### ○ コメントと限界

本指標は、持続可能な公共調達だけではなく、グリーン調達や社会的責任のある調達も測定することを目的としている。ただし、これらの実施状況については、国によって対処方法が大きく異なる場合がある。これらは、持続可能な開発戦略、グリーン経済ロードマップなどの包括的な政策の構成要素として現れることがある。また、持続可能な公共調達の行動計画や政策の採択によって直接対処されることもあれば、公共調達の法的枠組みにおける特定の規定などの規制手段によって対処されることもある。

#### データの詳細集計

なし

#### 参考

- 持続可能な公共調達の実施に関する SDG12.7 のターゲット及び指標

(UNEP Web ページ)

<https://www.unep.org/explore-topics/resource-efficiency/what-we-do/sustainable-public-procurement/sdg-127-target-and>

- 女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針ウェブページ :

[https://www.gender.go.jp/policy/positive\\_act/wlb\\_torikumi.html](https://www.gender.go.jp/policy/positive_act/wlb_torikumi.html)

- 障害者優先調達推進法の推進 Web ページ :

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_02888.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02888.html)

- 官公需施策 Web ページ :

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju.htm>

- グリーン購入法 Web ページ :

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

- 環境配慮契約法 Web ページ :

<https://www.env.go.jp/policy/ga/index.html>

#### **データ提供府省**

内閣府、財務省、厚生労働省、経済産業省中小企業庁、環境省

#### **関連政策府省**

内閣官房、内閣府、総務省、外務省、財務省、厚生労働省、経済産業省中小企業庁、環境省

#### **担当国際機関**

国連環境計画 (UNEP)